

エコツーリズム推進基本方針の見直し案に対する 意見の募集（パブリックコメント）について

令和7年12月5日

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室
国土交通省観光庁観光資源課自然資源活用推進室

エコツーリズム推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）第4条に基づき、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針として、平成20年に閣議決定されました。

基本方針は、エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされております。前回の見直しから5年以上が経過したことから、基本方針の見直しに先立ち、「エコツーリズム推進基本方針に関する検討会」を設置し、エコツーリズムの推進の現状や課題を踏まえた基本方針の内容について、有識者や関係省庁を交えて検討を行ってきました。

今般、検討会での議論を踏まえ、環境省及び国土交通省において「エコツーリズム推進基本方針の見直し案」を作成しました。本案について、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要とそれに対する考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

エコツーリズム推進基本方針 新旧対照表（案）（添付資料2）

2. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送による入手

郵送による入手を希望される方は、180円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、封筒表面に「エコツーリズム推進基本方針の見直し案に関する意見募集関係資料希望」と明記し、期限までに十分な余裕を持って、4(2)に記載の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。

3. 意見募集期間

令和7年12月5日（金）～令和8年1月3日（土）必着

4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で御意見を御提出ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから御提出ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送の場合

以下の意見提出様式により、以下のいずれかの宛先まで送付ください。なお、封筒に赤字で「エコツーリズム推進基本方針の見直し案に対する意見」と記載してください。

＜提出先＞

- ・〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館26階
環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室
- ・〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館15階
国土交通省観光庁 観光資源課自然資源活用推進室

(3) 電子メールの場合

以下の意見提出様式により、以下のいずれかのアドレスまで提出してください。

電子メールアドレス : koen_prize アットマーク env.go.jp

hqt-sustainable アットマーク k.mlit.go.jp

※送信の際には「アットマーク」部分を半角の@で置き換えてください。

<意見提出様式>

[宛先] 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 又は
国土交通省観光庁観光資源課自然資源活用推進室

[件名] エコツーリズム推進基本方針の見直し案に対する意見

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[意見] (該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に記載してください)

・該当箇所 (ファイル名、ページ、項目番号を付すなど該当箇所を明記してください)

・意見内容

・理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください)

<注意事項>

○御意見は日本語で御提出ください。

○1つの意見フォームにつき1つの御意見を記載してください。

○電話や匿名での御意見は受け付けておりません。

○御提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があります。

○御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

○御提出いただきました御意見は、必要に応じ整理・要約して公表するがありますので、あらかじめ御了承ください。

○締切日までに到着しなかったものや、記入漏れがあるもの、下記に該当する内容を含むものについては、御意見を無効扱いとさせていただきます。

・「エコツーリズム推進基本方針の見直し案」の内容と無関係なもの

・特定の個人・法人等が識別され得るもの

・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがあるもの

・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当するもの

・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当するもの

・記載された情報が虚偽であると判明したもの

以上